

部落解放同盟高知県連合会の要請書（2010年12月15日付け解高発第55041号）  
に対する回答

1 ・部落差別の実態に係る県の見解

今日の部落差別の実態について県の見解を示されたい。

（回 答）

人権が尊重される社会をつくっていくことは、誰もが願っていることであり、県では平成10年に「高知県人権尊重の社会づくり条例」を制定し、人権尊重の社会づくりを目指して人権教育及び人権啓発に取り組んできました。

しかしながら、現在においても依然として「差別落書き」や「差別発言」といったことが起きていることは大変に残念なことであり、今後においても県民の差別意識の解消に向けて取り組んでいくことの必要性を痛感しているところであります。

今後におきましても、そうした現状を踏まえ、県民の差別意識の解消に向けて、国をはじめとする関係機関と連携を取りながら、引き続き粘り強く取り組んでまいります。

・「県営住宅入居申請書問題」等に係る県の見解、及び対応策

(1)「県営住宅入居申請書問題」、「土地差別調査事件」及び「就職差別問題」に対する県の見解と問題解決にむけた対応策を示されたい。

(回 答)

(県営住宅入居申請書問題)

県営住宅入居申込書には、申込みをしようとする方の本籍地を記入していただく欄を設けておりました。

この本籍地の情報は、入居申込書が高知県営住宅の設置及び管理に関する条例第6条第4号に規定された暴力団員でないことを確認するため、高知県警察本部と締結した「暴力団員による県営住宅等の使用制限に関する覚書」に基づく照会の際に使用してきました。

県が収集する個人情報、目的に応じて必要最小限とすべきことは言うまでもありません。他県の状況等を踏まえ、高知県警察本部と県営住宅等の使用制限に必要な情報について協議した結果、本籍地の情報を提供しないことについて、平成22年1月27日付けで了承をいただきました。

これらのことから、県営住宅入居申込書に本籍地の記入を求めないこととし、平成22年2月から、その運用を行っています。

(土地差別調査事件)

土地取引やマンションの開発等の候補地調査において、差別につながる情報の収集や提供を行う行為は、差別のない社会を目指すうえで、あってはならないこと、絶対に許されない差別行為であると考えています。

県内の2つの宅地建物取引業の団体に対して、土地差別にかかわる事例があるかどうかの確認を行ったところ、高知県内では、近年、差別的な土地取引や情報の提供等の事案はないとの回答をいただきました。

また、この2つの団体並びにその会員に対して、土地に関する差別につながる行為がなされることのないよう文書による注意喚起を行いました。

県としては、今後とも宅地建物取引業者の社会的責務の意識の向上に、引き続き取り組んでまいります。

(就職差別問題)

憲法第14条においては法の下での平等が、また第22条では職業選択の自由が保障されており、出生地等を理由とする就職差別は、絶対にあってはならないことです。

国におきましては、公正な採用選考を確保するために、採用選考時に配慮すべき事項として、本籍や家族に関することなどの14項目を掲げて取り組んでおりますが、県におきましてもこうした考えに基づき、統一応募用紙による採用選考に取り組むとともに、民間事業者を対象とした研修会を公共職業安定所と連携して毎年開催するなど、公正採用理念の普及に取り組んでいます。

**2 ・実態調査の実施について**

**今日的な同和問題解決の課題を明らかにするための実態調査を実施されたい。**

(回 答)

地対財特法の失効後は、地域や人を特定せずに、行政課題ごとに施策を実施しています。

したがって、施策ニーズを把握するための調査が必要な場合は、行政課題ごとに行うこととなります。

なお、県民に対する差別意識の解消に向けた啓発については、県民の人権意識を把握しながら取り組んでまいります。

**3 ・県の方針について**

**今後の同和行政、人権行政推進についての方針を示されたい。**

(回 答)

同和問題は、高知県における人権課題の大きな柱の一つであると捉えております。

また、女性や子ども、さらには高齢者や障害者などに関わる人権侵害も依然として存在しています。

こうした認識のもと、「高知県人権尊重の社会づくり条例」や「高知県人権施策基本方針」等に基づき、同和問題における差別意識の解消など、様々な人権課題に対する人権意識の高揚に向けて、引き続き取り組んでまいります。

**4 ・高知県人権尊重の社会づくり協議会委員について**

**高知県人権尊重の社会づくり協議会の委員に被差別部落当事者を位置づけられたい。**

(回 答)

同和問題の解決のためには、高知県人権尊重の社会づくり協議会の委員であるか否かにかかわらず、同和関係団体をはじめ、様々な県民の方々からのご意見をお伺いしながら取り組んでいくことは当然のことと考えています。

また、高知県人権尊重の社会づくり協議会の委員につきましては、人権課題ごとに1名としているところでありますが、同和問題に係る委員の方につきましては、同和問題に永く関わってこられた方であり、かつ専門的な知識を持っている方であるとと考えています。

**5 ・ 人権侵害救済にかかわる法律の早期制定について**

**国に対し「人権侵害救済に関わる法律」の早期制定を要請されたい。**

(回 答)

人権侵害救済制度の創設に向けては、これまでも国に対する要望書の提出、また全国知事会を通じての国への要望活動などに取り組んでまいりました。

しかしながら、未だに制度が確立されていない現状を踏まえ、昨年5月に、民主党高知県総支部連合会及び法務省に対しまして、制度の早急な確立について政策提言をしたところです。

**6 ・ 公営・改良住宅に係る位置づけについて**

**・ 県から市町村への通知について**

**2009年8月19日付けで国土交通省通達(国住整第85号)が出されていますが、「地対財特法」後の同和地区における公営・改良住宅にかかわる位置付けについて、県としての考え方を明確に示されたい。**

**また、県としても県内市町村に対する「通知」を作成されたい。**

(回 答)

平成14年度以降は、地域改善対策として建設した公営住宅も含めすべての公営住宅について、一律の管理を行っています。

このうち、特に老朽化した住宅については、建替えによる更新、耐震改修及び計画的な維持管理の推進により、適切な維持管理を図る必要があると考えています。

**・ 市町村の実施する改良住宅建て替えに対する県の財政支援**

**(1) 県として市町村の実施する改良住宅の建て替え事業等に財政支援をおこなわれたい。**

(回 答)

市町村の実施する改良住宅の建替え事業等への財政支援につきましては、県の財政状況が厳しいことから、県営住宅の新規団地の建設及び建替事業を凍結しているところであり、市町村への財政支援につきましても、当面は困難であると考えます。

このため、国の社会資本整備総合交付金の積極的な活用を図ること等により、市町村の取組みを支援してまいりたいと考えています。

**7 ・ 県地域福祉計画における隣保館の位置づけについて**

**・ 隣保館の活性化について**

**隣保館を県地域福祉計画の中に公的施設として位置づけるとともに、隣保事業の活性化を図られたい。**

(回 答)

高知県地域福祉支援計画は、「高知型福祉」の実現のために、市町村の地域特性や独自性を尊重し、市町村が住民の皆さんや社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO、社会福祉団体などとともに、地域の実情を踏まえて、福祉ニーズや生活課題等に対応した地域福祉を進める取り組みを支援することを目的に策定したものです。

この計画の中では、「小地域の福祉活動」を推進するため、地域の集会所などを活用したサロン活動の普及や高齢者などが身近で気軽に集い、生きがいきづくりや地域の交流ができるような活動の場づくりを進めることとしています。

隣保館も、こうした地域福祉の取り組みを推進する地域の活動場所のひとつと考えられます。また、具体的な活動場所は、市町村が既に行われている地域活動の状況等を踏まえて、それぞれの地域の実情に応じて活動場所を整備していくことになります。

そのため、隣保館の位置づけやその活用については、今後、市町村が地域福祉計画の策定にあたって、住民座談会等の実施により地域の実情を把握し、検討いただくこととなります。

なお、隣保館の活性化につきましては、隣保館運営に対する補助や隣保館における指導、さらには隣保館職員に対する研修の実施などにより、引き続き適正な運営の確保に努めていきます。

**8 ・住民票、戸籍等の不正取得防止に向けた「本人通知制度」の導入に係る市町村への要請について**

**住民票や戸籍等の不正取得防止のための「本人通知制度」導入について、県から市町村へ要請をおこなわれたい。**

(回 答)

住民基本台帳制度におきましては、個人情報保護の観点から、平成 18・19 年度の法改正により、住民基本台帳の閲覧やその写しの交付について制限を加えるとともに、本人確認の厳格化や制裁措置の強化を行い、不正取得の防止に向けた対策を図ってまいりました。

しかしながら、他県において、本人へのなりすましや住民基本台帳カード等の不正取得の事案が発生していることなどから、平成 22 年 11 月に総務省から本人確認の徹底等に関する通知があり、県といたしましても、各市町村に更なる本人確認の徹底を図るようお願いをしたところです。

本人通知制度につきましては、不正取得を事前に防ぐ有効な手段の一つとして、全国で 126 団体（平成 22 年 4 月末時点奈良県調査）が導入しており、本県においては、不正の事実が発覚した場合に本人へ通知する制度を土佐市が導入しており、高知市が平成 23 年度からの導入を検討しています。

他方、本制度は、市町村の人的及び財政的負担を伴うことや、住民基本台帳法に規定されている制度ではないことから、県から市町村に対し、一律的に制度の導入を要請することは困難だと考えておりますが、平成 22 年 11 月に開催された戸籍事務に関する市町村担当者会では、情報提供という形で不正取得を防止する手段の一つとして紹介したところです。

なお、今後につきましても市町村に対して、適宜情報提供を行なっていきたいと考えています。

**9 ・高校奨学金制度の充実、改善及び周知について**

**高校奨学金制度について、県教委とも連携し、入学一時金を制度に組み込むなど制度の更なる充実・改善を図るとともに、広く県民に周知徹底されたい。**

(回 答)

入学一時金につきましては、生活保護世帯を対象とする高等学校等就学費の入学準備金や、母子・寡婦世帯を対象とする母子・寡婦福祉資金の就学支度金の貸与制度、またそれ以外の世帯には社会福祉協議会の生活福祉資金の就学支度費の貸与制度があります。

また、平成 22 年 4 月から公立高校の授業料無償化が始まりましたが、高知県教育委員会では、高知県高等学校等奨学金制度の貸与額を減額することなく制度を継続するとともに、同月から貸与額の増額及び貸与要件の緩和など、制度の更なる充実・改善を図っています。

さらに、制度の周知につきましても、学校を通じて中学生や高校生への周知を図るとともに、県の広報誌やテレビ・ラジオを活用して広く県民への周知にも努めています。

10 ・生活保護家庭に対する高等学校等就学費給付制度の充実、改善及び周知について

生活保護家庭の高等学校等就学費給付制度の更なる充実・改善を国に働きかけるとともに、県教委とも連携し周知徹底を市町村や学校現場に要請されたい。

(回 答)

高等学校への進学については、平成 22 年 4 月から公立高等学校の授業料無償化・高等学校等就学支援金制度が開始されています。

また、生活保護制度においては、母子加算の復活に加え、高等学校等就学費の中に学習参考書等の購入費や課外のクラブ活動に充てる経費として、「学習支援費」(月額 5,010 円) が創設(平成 21 年 7 月)されるなど支援が拡大しています。

高等学校等就学費については、制度運用の具体的な内容の周知と制度創設の趣旨に則った適正な運用が図られるよう、保護の実施機関に対し、実施方針ヒアリング、事務監査、事務連絡会、研修会等あらゆる機会を捉えて、指導・助言を行ってまいりました。

また併せて、地区別中学校長・高等学校長会や隣保館長研修会等で制度周知のための説明を行ってまいりました。

今後とも、生活保護世帯の高等学校進学を支援するために、保護の実施機関に対し指導・助言を継続していくとともに、市町村や教育委員会への周知徹底に努めてまいります。